

議事要旨(3) 関連当事者開示検討専門委員会における検討状況について

五反田屋専門研究員より、前回の企業会計基準委員会からの会計基準案及び適用指針案の変更点について、以下の説明が行われた。

(1) 資料「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」について

- ・ 会社法の下での開示の考え方も踏まえ、異常な取引のみを開示するように、開示の目的を変更すべきであるという意見がある。
- ・ 資本取引（公募増資除く）は開示対象とする方向である。
- ・ 重要な関連会社等の開示項目は要約財務諸表から要約財務情報へ変更した。
- ・ 関連当事者となる企業年金に該当するか否かについて、基準案の中で適格退職年金制度の扱いを明示するとともに、厚生年金基金制度などについても適用指針において、制度別に取扱いを明確化した記述を追加した。
- ・ 個別財務諸表における開示については、会社法の下での開示との関係を踏まえた表現を検討する予定である。
- ・ 取引条件の開示を求める文案については表現を工夫する予定である。また、第三者間取引と同様の一般的な取引で行われた旨を記載する際、第三者との取引と比較して同等であることを要するとしている点にも議論がある。

(2) 資料「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」について

- ・ 期中に関連当事者ではなくなった時点の残高の開示についての記載を削除した。
- ・ 関連当事者の概要については現行の取扱いと同様に、開示項目を規定することに変更したが、開示項目から資本金、職業を削除する案に反対意見があることを説明した。
- ・ 法人に対する重要性の判断規準について、科目ごとの判定を行うことを定めた規定を削除した。
- ・ 重要な関連会社等の情報の開示は、開示すべき財務情報を明確化し、重要性の判断規準の算定式を米国基準と同等になるよう修正した。

(3) 資料「開示に関するひながた」について

- ・ 監査委員会報告第 62 号に基づき開示例を一部変更・追加したものである。
- ・ 例えば、取引条件の記載の仕方を変更している。また、貸倒引当金をグループの合計ベースで開示している事例を追加している。

上記の説明に対して、委員より、主に以下の意見があった。

- ・ 今回提示されたひながたを見た結果、また、資本取引も対象となること等を考慮すると、開示の負担が懸念される。基準案で「重要性の乏しい取引を除き」とされているが、現行の財務諸表等規則のように「重要なものを注記」とし、発想を逆にしたほうがいいのではないか。
- ・ 開示が膨大になるので、会社法の立法担当者が解説しているように、開示の目的は異常な取引を開示するとしたほうがいいのではないか。

- ・ 企業年金に関する適用指針案の記載は、基準案に記載がある規約型に比較して、基金型は独立性の劣位するような印象を与える。
- ・ 重要な関連会社等の要約財務情報の開示項目として売上総利益が挙げられているが、現行の財務諸表等規則ガイドラインの他の注記等では求められない項目ではないか。また、共同支配企業の財務情報の開示について、持分が 50%を大幅に超える場合は僅少な場合を除き開示するという扱いは不要ではないか。海外でも共同支配企業に関するこのような重要性規準を設けてはいないのではないか。
- ・ 関連当事者の概要の資本金、職業は重要な情報であり、もし不要としても作成コストが削減するわけではないのではないか。

これらの意見を踏まえて、企業年金に関する文案は事務局で引き取り検討することとし、その他の点については、引き続き専門委員会で検討することとされた。

以 上